令和9年度用　区役所説明資料

1　給与支払報告書（個人別明細書）の書き方

◎ 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に給与を支給した社員全員（パート・アルバイト・退職者等を含む）分を作成して、納税義務者の住所地の市区町村に総括表とともに提出してください。

①氏名・フリガナ・個人番号欄

・正確に楷書で記入し、フリガナ・個人番号も必ず記入してください。
・外国人の氏名は、在留カードの記載どおりにアルファベットで記入してください。
※eLTAXで給与支払報告書を提出し、特別徴収税額通知（納税義務者用）の受取方法を「電子データ」と選択した場合は、必ず「受給者番号」を入力してください。受給者番号は、電子データ受取時の個人識別（特定）に必要となります。

②住所欄

・令和9年1月1日現在（中途退職者は退職時）、実際に住んでいる（生活の本拠となっている）住所を記入してください。
・アパート、マンション名、部屋番号も正確に記入してください。
・この欄に記入した住所が住民票の住所と異なる場合は、摘要欄に住民票の住所を記入してください。

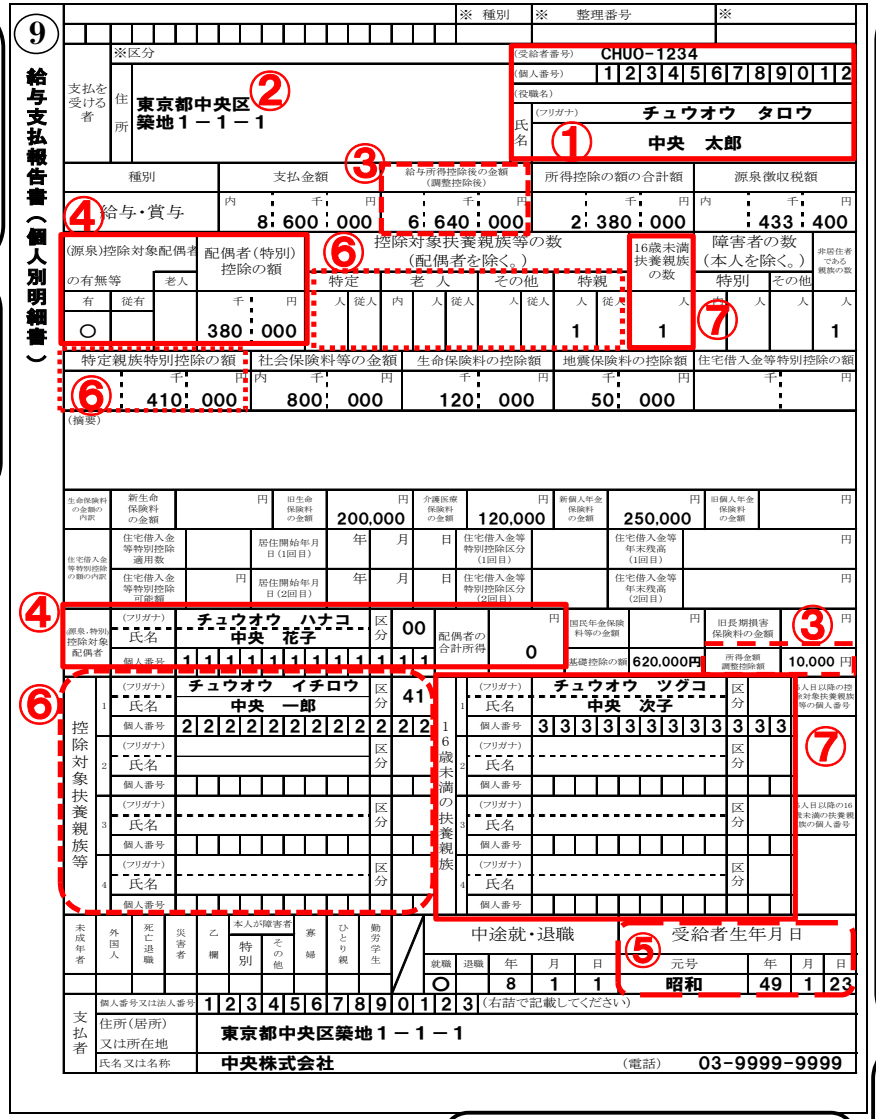
③所得金額調整控除欄

所得金額調整控除の適用がある場合は、「所得金額調整控除額」欄に、所得金額調整控除の額を記入してください。
また、「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄に、支払金額から給与所得控除及び所得金額調整控除を控除した後の金額を記入してください。

※摘要欄に記入が必要な場合があります。詳しくは⑧摘要欄の【3】をご覧ください。

④（源泉・特別）控除対象配偶者欄

・控除対象配偶者（年末調整を行っていない者については源泉控除対象配偶者）を有する場合は、（源泉）控除対象配偶者の有無等欄「有」に○を付してください。
・控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者を有する場合、「配偶者（特別）控除の額」欄、「配偶者の氏名・フリガナ・個人番号」（居住者の場合は区分の欄に「00」、非居住者の場合は「01」を記載する）及び「配偶者の合計所得」を該当の欄に記入してください。「配偶者の合計所得」欄には、配偶者の収入ではなく、所得金額を記入してください。



⑤受給者生年月日欄

受給者の生年月日の元号を漢字（「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」または「令和」）で記入してください。
個人の特定に必要ですので、必ず記入してください。

⑥控除対象扶養親族等欄

・控除対象扶養親族または特定親族の氏名・フリガナ・個人番号を記入してください。
・控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に、内容に応じて次のとおり記入してください。

控除対象扶養親族の区分	記入方法
居住者	00
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※1）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2）	04

※1）「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいう。
※2）「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいう。
（注）30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数の要件に該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

特定親族特別控除の適用を受けた場合

特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

特定親族特別控除の額	区分（特定親族が居住者）	区分（特定親族が非居住者）	合計所得金額
63万円	10	11	62万円超　85万円以下
61万円	20	21	85万円超　90万円以下
51万円	30	31	90万円超　95万円以下
41万円	40	41	95万円超　100万円以下
31万円	50	51	100万円超　105万円以下
21万円	60	61	105万円超　110万円以下
11万円	70	71	110万円超　115万円以下
6万円	80	81	115万円超　120万円以下
3万円	90	91	120万円超　123万円以下

⑦16歳未満扶養親族欄

・16歳未満扶養親族の氏名、フリガナ・個人番号を記入し、非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。
◎16歳未満の年少扶養親族に扶養控除額はありませんが、住民税の課税・非課税の判定は扶養親族の人数に含まれますので、もれなく記入してください。

eLTAXについては　https://www.lta.go.jp　をご覧ください。

⑧ 摘要欄

【1】普通徴収とする場合

次の普通徴収切替理由に該当する符号（普A～普F）を記入してください（eLTAXで提出する際も同様です）。

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2人以下 下記「普B」～「普F」に該当する全ての従業員数を差し引いた人数
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払が不定期
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	休職、退職または退職予定者（5月末日まで）

【2】前職分を含んで年末調整した場合

中途就職者の前職分の給与等を含めている場合は、**前職分支払者の住所、名称、退職年月日、支払金額、源泉徴収税額、社会保険料の金額**を記入してください。

※2カ所以上ある場合は、それぞれの記入をお願いします。

【3】所得金額調整控除の適用がある場合

所得金額調整控除の適用がある場合で、「同一生計配偶者」または「扶養親族」の氏名が、「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族等」欄または「16歳未満の扶養親族」欄に記入されていない場合は、次のように記入してください。

要　件	記入方法
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配）【例】中央　秋子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）【例】中央　春子（調整）
扶養親族が年齢23歳未満	

【4】23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合

「租税特別措置法第41条の15の5第1項適用」と記入してください。

【5】退職手当等有する配偶者・扶養親族がいる場合

源泉徴収された退職手当等の支払を受ける配偶者（生計を一にする配偶者で、前年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限る。）、扶養親族または特定親族がいる場合は以下を記入してください。

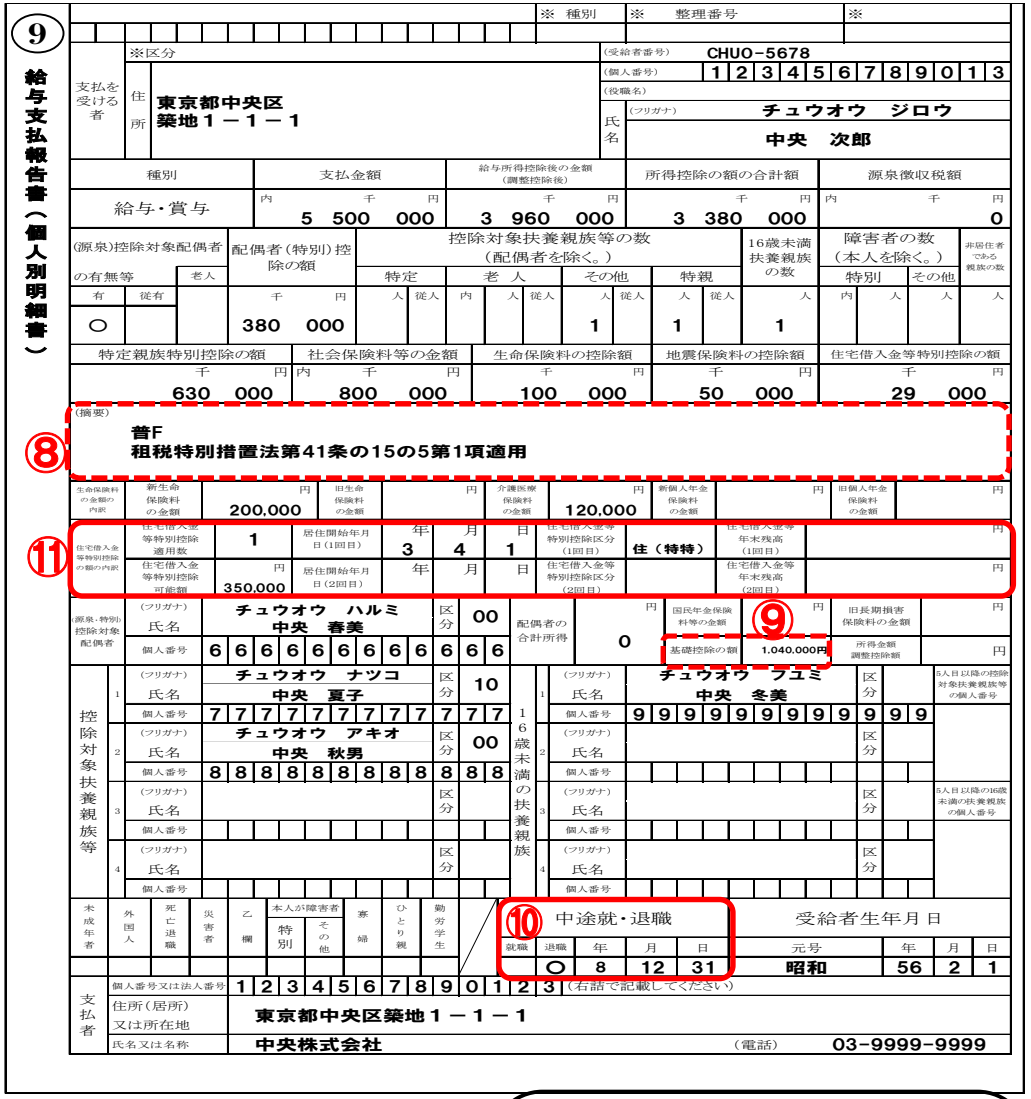
・氏名、配偶者・扶養親族・特定親族である旨、生年月日、住所（障害者又は特別障害者である場合はその旨）
・国外に居住する非居住者である場合にはその旨
・合計所得金額の見積額（退職所得を除いた額）
・納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨

※氏名と個人番号の前に「（退）」と記入し、個人番号は「5人目以降の16歳未満扶養親族の 個人番号」の欄に記入してください。

⑨ 基礎控除の額欄

基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

合計所得金額の見積額	基礎控除の額
489万円以下	104万円
489万円超　655万円以下	67万円
655万円超　2,350万円以下	62万円
2,350万円超　2,400万円以下	48万円
2,400万円超　2,450万円以下	32万円
2,450万円超　2,500万円以下	16万円



⑩中途就・退職欄

令和8年中に就職や退職をした方については、該当欄に○を付し、その年月日を記入してください。

⑪住宅借入金等特別控除の額の内訳欄

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分「住・住（特家）・認・認（特家）・震・震（特家）」と併せて、特定取得（特別特定取得以外）に該当する場合には「（特）」、「特別特定取得」に該当する場合には「（特特）」、「特例特別特例取得」に該当する場合には「（特特特）」と併記してください。

その他の「居住開始年月日」欄、「住宅借入金等特別控除可能額」欄（年末調整で控除しきれない控除額がある場合）ももれなく記入してください。

複数の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合など、記入の仕方の詳細については「法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。